

赤い羽根共同募金を活用した おこめ券配布事業の実施について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、休業や失業等で経済的に困窮している世帯に対し、赤い羽根共同募金を活用しておこめ券を無償で配布します。

- 配布内容：全国共通おこめ券
- 対象者：本庄市にお住まいの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済的に困窮している世帯
- 配布数：2,000枚（400世帯分）を予定
※1世帯につき1回の申し込み。1世帯あたり5枚配布を予定。
- 申込方法：下記URL、QRコードまたは、申込用紙を直接窓口へ持参、郵送、FAXにて受付（応募者多数の場合は抽選）。
※当選された方には、おこめ券をご自宅に送付します。

申込URL：<https://ws.formzu.net/dist/S16954310/>



○受付期間：2月22日（火）AM9：00から3月8日（火）PM5：00まで

○問い合わせおよび郵送先

本庄市社会福祉協議会 電話：0495（24）2755

FAX：0495（21）5516

郵送先 〒367-0052 本庄市銀座1-1-1

本庄市社会福祉協議会あて

○詳しくは、下記URL（本庄市社会福祉協議会HP）からも確認できます。

事業URL：<http://honjo-shakyo.or.jp/service-menu-08/cov-17>

○添付資料 案内チラシ 1部 申込用紙 1部

問合せ先

○本件記事に関すること 本庄市社会福祉協議会 担当：進藤・深井

電話：0495（24）2755

○広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽

電話：0495（25）1155

赤い羽根共同募金を活用した 「おこめ券」の配付を行います



新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業や失業等で経済的に困窮している市内在住の世帯の方が対象となります。400世帯へ配布予定です。



応募者多数の場合は抽選となります。
申込方法は裏面をご覧ください。

この事業は、赤い羽根共同募金の配分を受けて実施しています。

おこめ券配布します



新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業や失業等で経済的に困窮している市内在住の世帯へ食の支援として「おこめ券」を配布いたします。

※おこめ券とは？

いつでもお好みのお米等とお引き換えができる、「全国共通おこめ券」です。おこめ券は、市内のお米屋さんやスーパーなどでいつでもお使いいただけます。（一部お取扱いのない店舗もございます。）おこめ券の交換は1枚440円分です。



【対象】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業や失業等で経済的に困窮している市内在住の世帯

【費用】 無料

【配布数】 2,000枚（400世帯分）を予定
（1世帯あたり5枚を配布させていただく予定です）

【配布方法】 当選された方には、3月25日(金)頃までにおこめ券をご自宅に送付いたします。

【申込方法】 2/22(火)AM9:00から3/8(火)PM5:00までに右記コード、下記URL、または申込用紙を直接持参、郵送、FAXにて申し込みください(電話での申込はご遠慮ください)。申込用紙は社協窓口にて配布しています。なお、お申し込みは、**1世帯につき1回**となります。重複のお申し込みにならないよう、お願いいたします。



お申し込みはこちら↑

【URL】 <https://ws.formzu.net/dist/S16954310/>

【FAX】 0495-21-5516

【郵送先】 〒367-0052 本庄市銀座1-1-1

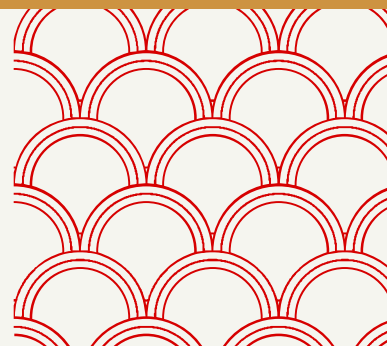
本庄市社会福祉協議会 あて

社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会

本庄市銀座1-1-1 はにぽんプラザ内

TEL: 0495-24-2755 / FAX: 0495-21-5516

Email: shakyo@honjo-shakyo.or.jp



おこめ券配布事業 申込用紙

受付日時	月 日 () 時 分
申込に際して右記にご了承いただきましたらチェックをお願いします	<input type="checkbox"/> お預かりした個人情報、この事業の利用目的以外には使用いたしません。 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響で減収があった世帯が対象です。ただし、生活保護世帯は対象となりません。 <input type="checkbox"/> 応募者多数の場合は抽選となります。当選された方のみ3月25日(金)頃までにご自宅に送付いたします。
世帯主 ^{フリガナ} 氏名	
住所	本庄市
電話番号 (連絡がとれる番号)	
メールアドレス	(大変申し訳ありませんが、なるべく Gmail 以外でのメールアドレスの記載をお願いします。)
世帯人数	人世帯 (生計を共にしている人数)
新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活にお困りの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。申し込み状況等を教えてください。(任意)	<input type="checkbox"/> 申し込みを行い、現在貸付を受けている。 <input type="checkbox"/> 申し込みを行い、過去に貸付を受けていた。 <input type="checkbox"/> 申し込みを行ったが、不承認だった。 <input type="checkbox"/> 特例貸付の制度は知っているが、申し込みしていない。 <input type="checkbox"/> 特例貸付の制度を知らない →社協では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの方へ一時的な資金の緊急貸付を行っています。よろしければ社協(☎24-2755)までご相談ください。
ご案内	<p>○社協では、生活にお困りの方へ次の収入が入るまでの間、フードバンク支援(食糧支援)をさせていただくことが可能です。お困りの方はお問い合わせください。なお、支援させていただく食糧の内容や量については、世帯の状況とその時の食品の在庫により異なります。</p> <p>○社協では、市からの委託により生活にお困りの方への相談窓口「自立相談支援窓口」を開設しています。日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞きながら、解決までのお手伝いをさせていただきます。窓口は市役所1階生活自立支援課内(☎25-1159)と社協にあります。よろしければ、ご相談ください。</p>